

# 上野事務所ニュース

30年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

http://www.sr-ueno.com/ E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 平成 30 年度 の保険料率等 のお知らせ

平成 30 年度の健康保険・介護保険料率、国民年金保険料月額、雇用保険率は、

次の通りです。

### 1. 健康保険・介護保険料率の決定

①主な都道府県の平成 30 年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。

②介護保険料率は引下げられます。

### 2. 保険料の控除

保険料率の変更は、3 月分(4 月納付分)から変更となります。

給与計算では 4 月支払分よりご変更ください。

健康保険・介護保険料率( )内は H29 年度の料率

		事業主負担	本人負担	合計
健康 保 険	千葉 (同じ)	<u>4.945%</u> (4.945%)	<u>4.945%</u> (4.945%)	<u>9.89%</u> (9.89%)
	東京 (下がる)	<u>4.95%</u> (4.955%)	<u>4.95%</u> (4.955%)	<u>9.90%</u> (9.91%)
	埼玉 (下がる)	<u>4.925%</u> (4.935%)	<u>4.925%</u> (4.935%)	<u>9.85%</u> (9.87%)
	神奈川 (同じ)	<u>4.965%</u> (4.965%)	<u>4.965%</u> (4.965%)	<u>9.93%</u> (9.93%)
介護保険 (40~64 歳)		0.785%	0.785%	1.57%

### 2. 平成 30 年度国民年金の保険料月額

月額 16,340 円(平成 29 年度 16,490 円)となりました。

### 3. 雇用保険率

変更ありません。

## フレックスタイム制について(その3)

フレックスタイム制を採用した場合の時間外労働は、1 日および 1 週間単位では判断せず、

清算期間における法定労働時間の総枠を超えた時間となります。時間外労働に関する協定についても 1 日の延長時間について協定する必要はなく、清算期間を通算しての延長時間および 1 年間の延長時間の協定をすれば足りることになります。

【36 協定届の記載例：抜粋】

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満 18 歳以上の者)	所定労働時間	1 日
臨時の受注、納品変更、月末の決算事務	製品管理	5 人	8 時間	3 時間
	事務(フレックスタイム適用)	5 人	8 時間	—

清算期間が 1 カ月で、清算期間を通じて完全週休 2 日制を実施している場合、清算期間における曜日の巡りや労働日の設定によっては、清算期間の総労働時間が法定労働時間の総枠を超えることがあります。次の要件を満たす場合に限って、清算期間の労働時間が法定労働時間の枠を超える場合にも、法定労働時間内とみなす特別な取扱いを認めています。

①清算期間を 1 カ月とするフレックスタイム制の労使協定が締結されていること

②清算期間を通じて毎週必ず 2 日以上

休日が付与されていること

- ③特定期間（当該清算期間の 29 日を起算日とする 1 週間）における当該労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週の法定労働時間（40 時間）を超えるものでないこと
- ④清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること。完全週休 2 日制を採用する事業場における清算期間中の労働日ごとの労働時間についてはおおむね 8 時間以下であること

【フレックスタイム制を採用した場合の休憩】

フレックスタイム制を採用した場合であっても、休憩は労働基準法の規定通りに与えなければなりません。休憩時間を一斉に与える必要がある場合には、コアタイム中に休憩時間を定めるようにします。

休憩時間を一斉に与える必要がない事業場は、休憩時間をとる時間帯を労働者にゆだねようとするときには、就業規則において各日の休憩時間の長さを定めるとともに、それをとる時間帯は労働者にゆだねる旨の規定を記載しておけばよいです。

### 労災保険特別加入 給付基礎日額の届 け出時期について

給付基礎日額  
の変更が 3 月 2  
日からできます。

変更を希望さ

れる場合は、次の 2 つのいずれかの時期に届け出ます。

- ① 3 月 2 日～3 月 31 日の間に新年度分を変更
- ② 年度更新時（7 月 10 日）にその年度分を変更

#### ◆注意点

②の場合、7 月 10 日前に対象者に労災が発生するとその年度の給付基礎日額の変更はできません。

例) 平成 29 年度の給付基礎日額 5,000 円ですが、平成 30 年度の給付基礎日額を 10,000 円に変更する場合

- ① 3 月 31 日までに変更を届出  
⇒ 4 月 1 日以降いつ労災が発生しても平成 30 年度の給付基礎日額は 10,000 円。
- ② 年度更新時に届出を行った場合
  - i. 4 月 1 日～7 月 10 日に労災発生  
⇒ 平成 30 年度の給付日額は **5,000 円**。
  - ii. 上記 i の期間中に労災が発生せず  
⇒ 平成 30 年度の給付基礎日額は 10,000 円。

3 月中の変更を希望される方は  
上野事務所までご連絡ください。

### Q&Aなぜなにどうして？

 **Q**；当社は、**昼食を事務所内でとります。来客や電話がある場合は対応する当番を決めています。**  
来客や電話がなければ通常の休憩と変わらないため、この時間も休憩時間として取り扱っていますが問題はないでしょうか？

**A**；休憩時間とは、労働者が権利として労働から離れることが保障された時間のことです。

来客や電話の応対接受などは通常の業務であり、その労働のために当番として居残っている時間はいつでも労働できる状態で待機している手待ち時間であるため、休憩時間ではなく労働時間となります。

従ってその時間は賃金が発生し、労働時間が 6 時間を超える場合には、この時間以外に休憩を与えなければいけません。

また、当番制にせず居残り等の拘束を課していない会社で、社員が休憩時間に電話を受けたり来客の応対をしても、それが僅少の時間であり、たまたま居合わせた者が本人の自由任意意思で行っている場合は、労働時間に該当しません。

社会保険、雇用保険の手続で個人番号の記載を求められるようになりました。  
既に被保険者となっている方の分も含めて皆様の個人番号の一覧表をご用意ください。